

# 富山県環境教育推進方針 ～概要～

## 第1章 基本的事項

### 1 「環境教育」の必要性和目標

〈必要性〉

地球温暖化、廃棄物の排出量の増大などの問題は、日々の暮らしに深く関わっています。私たちの活動に起因する環境負荷が、地域の環境や地球環境に影響を与えていることについて、理解と認識を深め、問題解決に向けて主体的に取り組むことが必要です。

〈目標〉

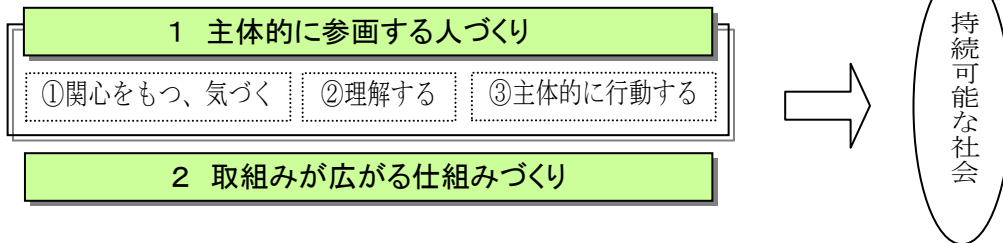
環境教育については、知識の取得や理解にとどまらず、自ら行動できる人材を育てることが大切です。環境教育を通じて、人間と環境の関わりについての正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育てていくことを目標としています。

### 2 「推進方針」の策定趣旨と目指すもの

〈策定趣旨〉

- ・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく県の方針として策定します。
- ・本方針は、持続可能な社会にむけて、多様な主体が環境教育を自主的に進め、具体的な行動を起こし、地域に根ざした環境保全活動の輪が広がることを目指して策定します。

〈目指すもの〉



## 第2章 環境教育の現状と課題

《家庭》

- ・ごみの分別、資源回収などルール化された環境保全活動は実施されている。
- ・環境問題への関心は高いが、**地域の環境保全活動への自発的な参加は少ない。**

《学校》

- ・各教科や総合的な学習の時間において、環境に関する取組みが実施されている。
- ・継続した**中長期での取組みが進まない**、指導時間の不足で体験を通じた学習の機会が限られているなどの課題がある。

《職場》

- ・事業者の社会的責任が求められており、法遵守に加え、ISO14001 の取得などの環境に配慮した経営に取り組んでいる。
- ・**中小企業の取組みがまだ不十分である。**

《民間団体等》

- ・地域において自主的に環境保全のための様々な活動を行っている。
- ・身近な自然環境、地域固有の伝統文化や歴史などの素材、それらをよく知る人材が環境教育の場で生かされていない。
- ・他の団体、学校、行政などとの**ネットワークづくりが求められている。**

《地域社会》

- ・ごみの分別、資源回収などルール化された環境保全活動は実施されている。
- ・**地域の様々な主体間の連携・協働が十分ではなく**、身近な自然環境、地域固有の伝統文化や歴史などの素材、それらをよく知る人材が生かされていない。

《行政》

- ・各部局が生活環境や自然環境（森林や河川）の場を用いて環境教育に関する各種施策を進めている。
- ・活動の場やテーマに応じた**学習プログラムや、施設、人材などの情報を迅速に入手でき、活用できる体制を構築することが求められている。**

### 第3章 環境教育の展開方向

#### 《家庭》

- ① 身近な生活や自然体験を通じて、環境への関心を高めていく。〔関心をもつ、気づく〕
- ② 身近な環境問題について家族で話し合い、ごみの減量化やリサイクル、省資源・省エネルギーなどに取り組む。〔理解する・主体的に行動する〕
- ③ 環境美化活動、アダプトプログラム、森林づくり活動などの地域における様々な環境保全活動に参加する。〔主体的に行動する〕

- ・ 環境家計簿などの活用、自然観察会や各種講座の充実
- ・ 実践活動の場の提供

#### 《学校》

- ① 教育活動の中に「環境」の視点を取り入れ、環境問題と日常生活との関わりについて学ぶ。〔関心をもつ、気づく〕
- ② 地域の自然や生活、文化を生かした多様な体験活動を中心とした環境教育を行う。〔理解する〕
- ③ 家庭や地域社会、地域の団体などと連携して環境教育に取り組む。〔主体的に行動する〕

- ・ 指導者の紹介、出前講座の実施
- ・ 体験活動を重視した環境教育の計画的な実施

#### 《職場》

- ① 環境マネジメントシステムの導入を推進し、職員の環境への意識を高め、事業活動に伴う負荷の低減を図る。  
〔関心をもつ、気づく・理解する〕
- ② 環境に配慮した製品やサービスの開発・販売などにより事業活動を通じて一般の消費者への普及啓発や環境保全意識の高揚を図る。  
〔主体的に行動する〕
- ③ 地域社会の一員として、家庭や学校、地域との連携を図り、学校や地域で行われる環境保全活動への参加・支援を促進する。〔主体的に行動する〕

- ・ 指導者の紹介、出前講座の実施
- ・ エコアクション 21 の推進

#### 《民間団体等》

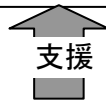
- ① 民間団体等が、県民、学校、事業者、行政など、他の主体との連携を図ることができる仕組みづくりを進める。〔関心をもつ、気づく・理解する〕
- ② 地域における取組みを担うことができる人材の育成を図る。〔関心をもつ、気づく・理解する〕
- ③ 民間団体等の環境保全活動が県全体に広がるよう、推進体制をつくる。  
〔主体的に行動する〕

- ・ 活動グループ間の連携やアドバイスなど活動支援の実施
- ・ 活動発表の場の提供

#### 《地域社会》

- ① 地域の自然や生活などについて、興味・関心をもち理解を深め、その大切さを次世代につなげていくための環境教育を行う。〔関心をもつ、気づく・理解する〕
- ② 県民、学校、民間団体、事業者など、様々な主体が連携して、地域の資源を活用した環境教育に取り組む。〔主体的に行動する〕
- ③ 環境美化活動、アダプトプログラム、森林づくり活動など、地域ぐるみで参加し、取り組むことができる活動を通じて、住民の意識を高め、環境保全活動を推進する仕組みをつくる。〔主体的に行動する〕

- ・ 世代間での知恵の承継
- ・ 活動をサポートする体制の整備



#### 《行政》

- ① 専門家やコーディネーターを育成するとともに、その活動を支援する。  
〔関心をもつ、気づく・理解する〕
- ② 環境関係の各種施設を環境教育の拠点として活用できるよう、関係機関の連携・協力体制を構築する。〔主体的に行動する〕
- ③ 環境教育、環境保全活動の取組みが広がるよう、県民、学校、事業者、民間団体等との連携・協力を進めるとともに、各主体の活動を支援する。〔主体的に行動する〕

## 第4章 環境教育の推進に向けた県における推進方策

### 1 人材の育成と活用の推進

- ・環境保全活動のリーダー、環境教育の具体的な企画を行うプランナー、参加者の自発的行動を促進するファシリテーター、調整やネットワーク作りを行うコーディネーターの育成を推進します。
- ・育成された人材が学校教育現場や地域社会などで活躍できるよう支援します。
- ・地域の人や高齢者が持っている昔ながらの環境との共生のための知恵を生かします。

#### <具体的な取組み>

- ・「地球温暖化防止活動推進員」、「ナチュラリスト」、「フォレストリーダー」、「インタープリター」などの養成制度の充実
- ・養成した人材を活用した出前講座・自然解説などの実施
- ・地域の公民館や公園などを利用した体験活動や地域住民の交流活動への支援

### 2 教材・プログラムの整備と活用の推進

環境教育を効果的、継続的に行うため、体系的な教材やプログラムを整備します。

#### <具体的な取組み>

- ・既存の教材やプログラム、環境教育事例の把握、情報提供
- ・目的や条件に応じて展開できるモデル的なプログラムの整備

### 3 情報提供の推進

自然環境、人材、施設など環境教育に役立つ情報を収集・提供します。

#### <具体的な取組み>

- ・インターネット等を活用した人材、教材、施設、学習機会などの情報提供
- ・環境教育を支援する情報の提供（環境に関する基礎資料、取組みへの助成金情報、エコライフ情報、環境保全活動情報等）

### 4 環境教育の場や機会の拡大の推進

- ・環境教育の場として、地域の各種施設や里山、水辺など多様な自然の活用を図ります。
- ・先進的な活動事例を紹介するとともに、学習や実践活動の成果を発表できる場や機会の充実を図ります。

#### <具体的な取組み>

- ・環境関連施設の見学会、活動発表会、セミナーなどの開催
- ・本県の特徴のある環境を環境教育の場として活用
  - 〔・自然に親しみ、ふれあうことのできる自然観察会などの実施
  - ・森林づくり活動、ビオトープ整備の推進、グリーン・ツーリズムの推進

### 5 環境教育の拠点・機能の充実と連携の推進

- ・環境教育を行う拠点の充実や機能強化を図ります。

- ・地域の各種施設や環境保全団体などのネットワークを構築するとともに、情報や学習プログラム、人材などの交流を進めます。

#### <具体的な取組み>

- ・環境関連施設の「環境教育拠点施設」としての指定及び利用促進
- ・拠点施設間の情報交換や研修の実施

### 6 各主体間の連携と協働の推進

- ・環境保全活動が広まるよう、事業者、民間団体、行政など各主体の連携・協働を推進します。

#### <具体的な取組み>

- ・事業者・民間団体・行政などによる協働事業の実施
- ・協働に対する理解促進を図るための研修や県民向け講座の開催

### 7 事業者・民間団体等の取組みの推進

- ・環境マネジメントシステムの普及を図ります。
- ・各種活動団体の交流の場と機会を提供します。
- ・野外体験、自然体験などの様々な体験学習活動機会を提供する事業者や民間団体などとの連携を図ります。

#### <具体的な取組み>

- ・「エコアクション21」や「リサイクル認定制度」の普及、促進（セミナーの開催、ホームページなどによる情報提供）
- ・事業者・民間団体などの活動に対する支援、優れた活動に対する表彰

## 第5章 推進体制等

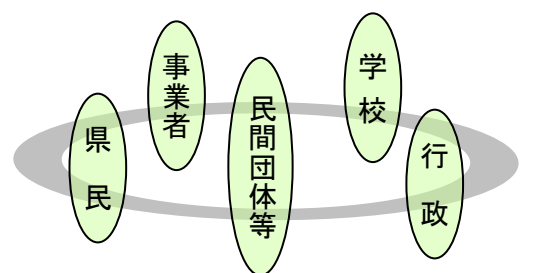
### 1 推進体制の整備

#### (1) 環境教育の拠点機能を担う体制の整備

- ・各環境教育拠点施設との連携を図ります。
- ・「財団法人とやま環境財団」を環境保全活動の中核拠点として位置づけます。

#### (2) 環境教育推進のしくみ

- ・県民、学校、事業者、民間団体、行政などあらゆる主体が連携・協力して環境保全活動を推進するため「環境にやさしいとやま推進県民会議（仮称）」を設置します。



環境にやさしいとやま推進県民会議（仮称）

### 2 取組み状況の点検等

- ・環境保全活動や環境教育に関する各種施策について、毎年を取組状況を公表します。
- ・「環境にやさしいとやま推進県民会議（仮称）」の中に部会を設け、施策の進捗状況を点検し、必要に応じ見直しを行います。